

【介護職員初任者研修学則】

1. 研修の目的

多様化する福祉・介護ニーズに対応し、障がい者及び高齢者等、支援を必要とする方に対し、介護サービスが適切に行える介護員として働く上で基本となる知識・技術を修得し、社会福祉への貢献と介護人材の育成を図ることを目的とする。

2. 研修の名称

介護員初任者研修

3. 法人の名称・住所

社会福祉法人 昌明福祉会

名古屋市港区寛政町6丁目10番地

4. 実施場所

名古屋市港区寛政町1丁目32番地

5. 研修期間

令和7年10月2日～令和8年2月26日

6. 研修カリキュラム

別表1 研修日程のとおり

7. 使用する教材

介護労働安定センター「公益財団法人介護職員初任者研修テキスト」

8. 講師氏名及び職名

別表2 講師一覧の通り

9. 実習施設

特別養護老人ホーム港寿楽苑、特別養護老人ホーム第Ⅱ港寿楽苑、

デイサービスセンター港寿楽苑、グループホーム敬親庵

10. 研修修了の認定方法

・各科目毎における知識・技術の習得状況は、愛知県の介護員養成研修事業者指定事務処理要領に定める「終了時の評価ポイント」に基づき、筆記試験、演習評価等を通じて、担

当講師が確認する。

- ・また、「9.こころとからだのしくみと生活支援技術」は、介護に必要な基礎的知識と生活支援技術の習得状況を確認した上で、「終了時の評価ポイント」に沿って適切に評価する。
- ・研修カリキュラムの全てを受講し、各科目毎の評価基準を満たした受講生に、1時間程度の筆記試験による修了試験を行う。
- ・評価基準は、理解度の高い順にA・B・C・Dの4区分とし、C以上で評価基準を満たしたものと認定する。
*認定基準（100点を満点評価とする） A=90点以上、B=80～89点以上、C=70～79点、D=70点未満
- ・合格基準に満たない場合は、補講のうえ再試験を実施する。

11.免除科目

すべての科目・項目の免除を認めない。

12.募集時期

令和7年9月3日～令和7年9月24日とする。

13.受講要件

介護サービスに従事することを希望する方。及び既に従事している方。

14.受講定員

20名

15.受講手続き

指定の申し込み用紙に必要事項を記入し期日までに申し込むものとする。

16.受講料、実習費、修了証明書の再発行にかかる費用など受講者が負担する一切の費用およびその支払い方法

60,000円（受講料、教材費含む）を指定期日までに振り込みにて納入する。（振り込み手数料は受講者にて負担する）。

修了証明書再発行については、500円を徴収するものとする。

17.研修欠席者に対する補講の方法、費用など

受講者がやむを得ない事情によって研修の一部を欠席した場合は、研修時間数の概ね1割を上限とし、講師と日程調整のうえ補講を実施する。補講に係る費用は、1科目8,000円とする。

18.研修の延期・中止などの不慮の事態の対応について

感染や災害などの状況を踏まえ事業所内で再開時期を検討し、受講者へ伝える。

伴う苦情への対応は、下記に連絡を頂く。

- ・連絡先 電話：052-665-6526 FAX：052-665-6527
- ・受付時間 9：00～17：00
- ・担当者 （ 小栗 和子 ）
- ・解決責任者 （ 前田 朋 ）

19. 個人情報の取り扱い

事業実施により知りえた受講者の個人情報をみだりに他人に知らせ、また不当な目的に使用しない。また受講者等が実習で知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用する事のないよう受講者の指導を行う。

20.修了者管理について

修了者を修了者台帳に記載し、永久保存するとともに愛知県知事に提出する。

21. 本人確認について

本人確認は入学手続き書類の「運転免許証」「在留カード」「マイナカード」「健康保険証」にて行う事とする。